

論壇

みなし相続財産課税された年金受給権に基づく年金の課税関係について

はじめに

被相続人が保険料を支払った終身保険契約(以下、本件契約)について保険事故が発生(被相続人が死亡)したことにより、主契約に基づいて支払われる一時金(死亡保険金)の他に、特約として主契約の受取人に毎年230万円(以下、特約年金)が10年間支払われる場合、この特約年金の課税関係をどのように

考えるべきだろうか。

特約年金のうち第1回目の支払いを受けた年金(以下、本件年金)について所得税が課税されたことを争い、長崎地裁では原告である納税者が勝訴し、福岡高裁では逆転敗訴し、上告中の事例がある。

本稿は、現行実務の取扱いは誤りであり、本件年金に所得税を課税すべきではないという立場から意見を述べるものである。

I 現行実務は、年金受給権に相続税・年金に所得税

1 相続税

被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金等を取付した場合、被相続人が負担した保険料に相当する部分は相続又は遺贈により取得したものとみなされる。保険金とみなされるものには、一時金及び年金の方法により支払を受けるものが含まれる。年金の方法によるものは、残存期間に応じ、給付金額の総額に一定の割合を乗じて計算した金額を権利の価額として評価し、一時金によるものは、当該一時金の額による。

2 所得税

相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの(相続、遺贈又は個人から

II 非課税規定で判断した両裁判所の誤り

は、定期金給付契約に関する権利として相続税の対象となり、毎年受ける年金は所得税が課税される。仮に、年金の総額に代えて一時金で受給した場合には、相続税は一時金の額がその対象となり、毎年受ける年金は所得税が課税される。仮に、年金の総額に代えて一時金で受給した場合には、

時金で受給した場合には、相続税は一時金の額がその対象となり、毎年受ける年金は所得税が課税される。仮に、年金の総額に代えて一時金で受給した場合には、

1 福岡高裁は狭義の解釈

福岡高裁は「相続、遺贈又は個人からの贈与により財産を取得した場合に、相続税法の規定により相続税又は贈与税が課されることとなるので、二重課税が生じることを排除するため、所得税を課さないこととしたものと解される」とし、「相続税法3条1項1号及び所得税法9条1項15号により、相続税の課税対象となり、所得税の課税対象とならない財産は、保険金請求権という権利ということになる。」とした。

長崎地裁は「相続税法3条1項は、相続という法律上の原因に基づいて財産を取得した場合でなくとも、

実質上相続によって財産を取得したものと同視すべき関係にあるときは、これを相続財産とみなして課税することとし、他方所得税法9条1項15号は、このように相続税を課することとした財産については、二重課税を避ける見地から、所得税を課しないものとして

この体系から、被相続人の相続財産に属するものではないが、相続財産と実質を同じくするものであり、被相続人の死亡に基因して取得するものを相続財産とみなして、所得税ではなく相続税の対象としている。

福岡高裁は「本件年金は、10年間、保険事故発生日の応答日に本件年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいて、被控訴人が受け取った最初の現金というべきものである。そうすると、本件年金は、本件年金受給権とは法的に異なるものであり、乙の死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、非課税所得に該当しないと解される。」とした。一方、長崎地裁は「確かに、本件年金は、支分権という、本件年金受給権(基本権)と法的には異なる権利に基づいて取得した現金であるとはいえる。しかし、基本権と支分権は、基本権の発生原因たる法律関係と運命を共にする基本権と一たび具体的に発生した支分権との独立性を観念する概念であり、

年金受給権が新たな所得を生むことはない。本件年金受給権の内容は10年間230万円ずつ年金を受け権利を行使し得る地位であり、この経済的価値の総額は2300万円と確定しており、具体的には、初年度に230万円、次年度に230万円、…最後に230万円を受け権利を行使し得る地位である。毎年230万円を受けるときに年金受給権は目減りしていく。その意味では、売却債権や貸付債権の元本と同様、権利を現金化したにすぎないのであり、到底、所得とはいえない。

したがって、基本権と支分権という概念を分けることは権利行使時期がいつなるものであるが、この観点から、所得税法9条1項15号の解釈において、二重課税か否かを区別する指標であり二重課税であることを否定すべき事情と考えるべき根拠には乏しいとした。

本件契約による特約年金を一時で受給しても10年にわたり受給しても、被相続人の死亡に基因して生ずるため、その全体である年金受給権が相続財産とみなされ相続税の対象になることには異論はない。しかし、年金受給権を相続財産とみなして相続税の対象にした以上は、将来受け取る現金は所得ではないので所得税を課することはできないものと考えられる。

福岡高裁は、基本権と支分権の違いを形式的に指摘し、年金受給権の経済的実質を無視して、課税庁の主張を補強した判決であると云々を言及する得ない。

3 非課税規定の解釈で決する争点ではない

本件年金については、非課税規定の解釈で解決する争点ではないと考える。わが国の相続税は、遺産取得税の体系を基にしている。これにより、遺産を取

得することに担税力を見出し、所得税(一時所得)ではなく相続税を課している。

この体系から、被相続人の相続財産に属するものではないが、相続財産と実質を同じくするものであり、被相続人の死亡に基因して取得するものを相続財産とみなして、所得税ではなく相続税の対象としている。

福岡高裁は「本件年金は、10年間、保険事故発生日の応答日に本件年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいて、被控訴人が受け取った最初の現金というべきものである。そうすると、本件年金は、本件年金受給権とは法的に異なるものであり、乙の死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、非課税所得に該当しないと解される。」とした。一方、長崎地裁は「確かに、本件年金は、支分権という、本件年金受給権(基本権)と法的には異なる権利に基づいて取得した現金であるとはいえる。しかし、基本権と支分権は、基本権の発生原因たる法律関係と運命を共にする基本権と一たび具体的に発生した支分権との独立性を観念する概念であり、

債権の消滅時効の点(民法168条、169条)などにおいて実際上の差異が生じるものであるが、この観点から、所得税法9条1項15号の解釈において、二重課税か否かを区別する指標であり二重課税であることを否定すべき事情と考えるべき根拠には乏しいとした。

筆者は、基本権と支分権の関係は長崎地裁の指摘するように「運命を共にする」ものであり、消滅時効の点で権利行使時期の違いがあるが、その権利が持つ経済的価値は変わらないと考える。特約年金のうち初年度に受け取った年金は、相続税の対象となった年金受給権に含まれている「初年度に230万円を受ける権利」が実際に現金になっただけであり、新たな所得が生まれたわけではない。

例えば、果樹や作家の著作権のような財産であれば相続取得後も新たな所得を生む可能性があるが、本件

年金受給権が新たな所得を生むことはない。本件年金受給権の内容は10年間230万円ずつ年金を受け権利を行使し得る地位であり、この経済的価値の総額は2300万円と確定しており、具体的には、初年度に230万円、次年度に230万円、…最後に230万円を受け権利を行使し得る地位である。毎年230万円を受けるときに年金受給権は目減りしていく。その意味では、売却債権や貸付債権の元本と同様、権利を現金化したにすぎないのであり、到底、所得とはいえない。

III 基本権と支分権を分ける必要性

次に、年々取得する現金(支分権)を本件年金受給権(基本権)と分けることが税法の解釈適用において適切な点か検討する。

福岡高裁は「本件年金は、10年間、保険事故発生日の応答日に本件年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいて、被控訴人が受け取った最初の現金というべきものである。そうすると、本件年金は、本件年金受給権とは法的に異なるものであり、乙の死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、非課税所得に該当しないと解される。」とした。一方、長崎地裁は「確かに、本件年金は、支分権という、本件年金受給権(基本権)と法的には異なる権利に基づいて取得した現金であるとはいえる。しかし、基本権と支分権は、基本権の発生原因たる法律関係と運命を共にする基本権と一たび具体的に発生した支分権との独立性を観念する概念であり、

債権の消滅時効の点(民法168条、169条)などにおいて実際上の差異が生じるものであるが、この観点から、所得税法9条1項15号の解釈において、二重課税か否かを区別する指標であり二重課税であることを否定すべき事情と考えるべき根拠には乏しいとした。

筆者は、基本権と支分権の関係は長崎地裁の指摘するように「運命を共にする」ものであり、消滅時効の点で権利行使時期の違いがあるが、その権利が持つ経済的価値は変わらないと考える。特約年金のうち初年度に受け取った年金は、相続税の対象となった年金受給権に含まれている「初年度に230万円を受ける権利」が実際に現金になっただけであり、新たな所得が生まれたわけではない。

例えば、果樹や作家の著作権のような財産であれば相続取得後も新たな所得を生む可能性があるが、本件

年金受給権が新たな所得を生むことはない。本件年金受給権の内容は10年間230万円ずつ年金を受け権利を行使し得る地位であり、この経済的価値の総額は2300万円と確定しており、具体的には、初年度に230万円、次年度に230万円、…最後に230万円を受け権利を行使し得る地位である。毎年230万円を受けるときに年金受給権は目減りしていく。その意味では、売却債権や貸付債権の元本と同様、権利を現金化したにすぎないのであり、到底、所得とはいえない。

したがって、基本権と支分権という概念を分けることは権利行使時期がいつなるものであるが、この観点から、所得税法9条1項15号の解釈において、二重課税か否かを区別する指標であり二重課税であることを否定すべき事情と考えるべき根拠には乏しいとした。

本件契約による特約年金を一時で受給しても10年にわたり受給しても、被相続人の死亡に基因して生ずるため、その全体である年金受給権が相続財産とみなされ相続税の対象になることには異論はない。しかし、年金受給権を相続財産とみなして相続税の対象にした以上は、将来受け取る現金は所得ではないので所得税を課することはできないものと考えられる。

IV 結論

本件契約による特約年金を一時で受給しても10年にわたり受給しても、被相続人の死亡に基因して生ずるため、その全体である年金受給権が相続財産とみなされ相続税の対象になることには異論はない。しかし、年金受給権を相続財産とみなして相続税の対象にした以上は、将来受け取る現金は所得ではないので所得税を課することはできないものと考えられる。

福岡高裁は、基本権と支分権の違いを形式的に指摘し、年金受給権の経済的実質を無視して、課税庁の主張を補強した判決であると云々を言及する得ない。

年金受給権が新たな所得を生むことはない。本件年金受給権の内容は10年間230万円ずつ年金を受け権利を行使し得る地位であり、この経済的価値の総額は2300万円と確定しており、具体的には、初年度に230万円、次年度に230万円、…最後に230万円を受け権利を行使し得る地位である。毎年230万円を受けるときに年金受給権は目減りしていく。その意味では、売却債権や貸付債権の元本と同様、権利を現金化したにすぎないのであり、到底、所得とはいえない。

したがって、基本権と支分権という概念を分けることは権利行使時期がいつなるものであるが、この観点から、所得税法9条1項15号の解釈において、二重課税か否かを区別する指標であり二重課税であることを否定すべき事情と考えるべき根拠には乏しいとした。

筆者は、基本権と支分権の関係は長崎地裁の指摘するように「運命を共にする」ものであり、消滅時効の点で権利行使時期の違いがあるが、その権利が持つ経済的価値は変わらないと考える。特約年金のうち初年度に受け取った年金は、相続税の対象となった年金受給権に含まれている「初年度に230万円を受ける権利」が実際に現金になっただけであり、新たな所得が生まれたわけではない。

例えば、果樹や作家の著作権のような財産であれば相続取得後も新たな所得を生む可能性があるが、本件

年金受給権が新たな所得を生むことはない。本件年金受給権の内容は10年間230万円ずつ年金を受け権利を行使し得る地位であり、この経済的価値の総額は2300万円と確定しており、具体的には、初年度に230万円、次年度に230万円、…最後に230万円を受け権利を行使し得る地位である。毎年230万円を受けるときに年金受給権は目減りしていく。その意味では、売却債権や貸付債権の元本と同様、権利を現金化したにすぎないのであり、到底、所得とはいえない。

したがって、基本権と支分権という概念を分けることは権利行使時期がいつなるものであるが、この観点から、所得税法9条1項15号の解釈において、二重課税か否かを区別する指標であり二重課税であることを否定すべき事情と考えるべき根拠には乏しいとした。



余郷太一
【中野】